

平成26年第4回定例会
斑鳩町議会会議録

平成26年12月5日
午前9時00分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（13名）

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
6番	紀良治	7番	嶋田善行
8番	小野隆雄	9番	中西和夫
10番	坂口徹	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 欠席議員（2名）

5番	伴吉晴	11番	飯高昭二
----	-----	-----	------

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	寺田良信	係長	大塚美季
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	乾善亮
総務課長	黒崎益範	総務課参事	谷口智子
企画財政課長	面卷昭男	税務課長	加藤恵三
住民生活部長	植村俊彦	福祉課長	本庄徳光
国保医療課長	山崎善之	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長	栗本公生	住民課長	岡村ひとみ
都市建設部長	藤川岳志	建設課長	佃田眞規
観光産業課長	井上貴至	都市整備課長	松岡洋右
会計管理者	西川肇	教委総務課長	安藤晴康
生涯学習課長	真弓啓	上下水道部長	谷口裕司
下水道課長	上田俊雄		

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

なお、伴議員、飯高議員から欠席の通告を、また、吉野議員は、少し遅れるという連絡を受けております。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして一般質問であります。

順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、14番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。

14番、木澤議員

○14番（木澤正男君） おはようございます。

それでは、通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目ですが、小規模企業基本法、通称小規模基本法ですが、これに基づく小規模事業者の振興についてです。

ことしの6月にですね、国会で小規模企業基本法が制定されました。この法律は、全国の中小企業のうち、その9割、334万件ですが、を占める小規模事業者、個人事業者を初めとする従業員が5人以下の事業者の事業の持続的な発展を正面から応援することを目的として制定されました。

それでですね、この間、1963年に中小企業基本法が制定されましたが、当初の目的であった大企業との格差是正から、多様で活力のある成長発展への転換が図られ、1999年には大きく改正されていますが、今回の改正は、地域経済が低迷化する中、さまざまな課題を抱えながらも地域に根づいて頑張っている小規模事業者に光を当てる、さらに踏み込んだものになっており、中小企業基本法の基本理念である成長発展だけでなく、事業の持続的発展が位置づけられたことがこの法律の画期的なところだと考えています。

斑鳩町でもぜひ最大限に活用し、地域経済の活性化に役立てていくべきだと考えます。

こうした背景を踏まえ、町内企業の維持発展を展望する立場から質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目ですが、町内小規模事業者の実態について、お尋ねをしたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 商工会の会員数の推移に見ますと、年々減少傾向にござ

いました会員への加入率も約55%ということから、商工会として危機感を持ち、現在、観光・商工の振興に向けたさまざまな取り組みを行い、会員の増加や地域経済の活性化につなげようと種々努力されているところでございます。

具体的には、商工会と小規模事業者が協力して、特産品や観光体験プログラムを開発し、販路拡大による地域経済活性化を目的といたしました全国展開プロジェクトを進めております。

このように、地域の小規模事業者による全国規模のマーケットを狙った新事業展開を進めていく中で、小規模事業者の活性化や活力を生み出すことにつながるものではないかと考えています。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、部長のほうから、商工会の加入率は55%ですかね、というふうに答弁いただきまして、また、現在取り組んでおられる取り組みについても報告をいただきました。

それですね、今後、小規模基本法を活用していくに当たって、町内の実態について、よりリアルにつかんで、今後、対策を立てていくということが必要になってくると思います。今、商工会に加入されている方以外の方がどうしているのかということについても、町のほうにつきましては、今後、実態把握に努めていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思います。

次にですね、小規模基本法の制定に対する町の受けとめと今後の取り組みについて、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 世界的な経済の混乱、少子高齢化などによる経済社会の停滞・変化に直面している中小企業がその力と才能を発揮し、持続可能な事業展開をすることが、疲弊する地方経済を活気づけ、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるものだと考えています。

このような中、本町では、商工業者の経営の合理化、設備の近代化を図り、成長発展及び振興に資するため、商工業者債務保証料補給要綱を施行してありまして、奈良県信用保証協会の保証制度による債務保証を受けた者に係る保証料を上限10万円まで補給する制度がございます。

また、中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証制度により、経営の安定に支障をきたしている企業者の認定を行っています。

さらには、平成25年度から、町内での消費喚起による各店舗の売り上げの増加や、町内流通の拡充などに寄与するため、商工会によるプレミアム商品券を発行している中で、今年度は新たにプレミアムリフォーム券を発行するなど、より幅広い業種に対応しています。

町といたしましては、引き続き、小企業者の事業運営が円滑かつ着実に進められていくよう、企業者の声を生かした官民協働の取り組みを進めていきたいと考えています

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員

○14番（木澤正男君） 町のほうとしても、この法律については受けとめて、今後活用していくという立場で頑張っていただけというふうに思っています。

そんな中ですね、まだ法律ができたところなので、具体化していくのはこれからになるかと思いますが、この法律の中で、国が大きな計画をつくって、地方自治体については、その地域に合った施策を実施していくというふうになっています。

それですね、国会のほうでもこの小規模基本法の具体化の中で議論はされていますが、その中で、大臣の答弁で、地方自治体については小規模基本計画、地域自治体は特性を踏まえた小規模基本計画を策定していくというふうになっています。

それですね、その前段として、この間、31の府県、149の自治体で、これは2014年の1月現在ですが、中小企業振興条例というのがつくられ、その条例に基づき、中小企業の声聞き、施策を検討する審議会等が設置され、産業振興のビジョンや計画がつくられ、実行をされてきています。条例の制定はともかくとしても、小規模基本法の趣旨からすると、こうした取り組みが斑鳩町にも求められるというふうに考えます。

現在既に、先ほど申されましたように、支援策等の取り組みは実際に進められていますが、先ほどの町内希望事業者のリアルな実態をきちんと把握し、どんな支援が必要なのか、また、そうした事業者の声聞き、計画に反映していくことが非常に重要となってきました。

こうした観点から、今後、小規模基本法に基づき、町の取り組みを具体化していただきたいと思いますようにお願いをいたします。

そんな中ですね、全国の商工団体連合会の皆さんが、日本版小規模小企業憲章というのを出しています。そこに、小企業、小規模事業者がどのようにして取り組みをしていくのかということ、いろいろな要望などがあげられていますが、3点、要望があげられておまして、簡潔に言いますと、第1点は、仕事の確保ですね。そして第2点が、消費税中心の税財政の構造から、憲法の理念を踏まえた応能負担原則の確立で小規模事

業者の負担の軽減を図るということと、第3は、社会保険料の負担軽減と中小企業金融の円滑化ということで求められております。

こうした観点に基づきましてですね、町として、国、県とも連携をしながら、今後どういう施策が展開できるのか、検討をしていっていただきたいというふうに思います。

これにつきましては、これから具体化を進める問題だということで提案をさせていただいて、この質問については終わらせていただきます。

それでは次に、2点目、子ども・子育て支援事業計画についてです。

先日ですね、斑鳩町子ども・子育て支援事業計画の案が厚生常任委員会に資料として提出をされました。新たに計画を策定し、来年度から5年間はこの計画に基づいて町の子育て支援策を推進していくことになるものです。

この計画を策定すること自体は必要なことだと考えますが、その中にある町の施策に対する考え方や姿勢などで幾つか気になる点がありましたので、お尋ねをしたいと思います、質問にあげさせていただきます。

まず1点目ですが、学童保育の時間延長についてです。

町の計画案では、延長保育事業として、その内容方針が示されていますが、町立保育所については、午後6時半から午後8時まで延長保育を実施し、民間保育所設置に当たっても、延長保育の実施を設置者に促すというふうにあるんですが、学童保育については記述がありません。

この問題は、これまでも何度も取り上げてきていますが、新たに計画の中でどのような位置づけがされているのか、確認をしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） この学童保育の時間延長につきましては、町といたしましては、これまでも申しあげておりますとおり、子どもたちが規則正しい生活を送ることが重要と考えるとともに、学習や友人関係などさまざまな悩みについて保護者の方が子どもの話をゆっくり聞くための時間を確保していただくことが必要であると考えておりますことから、学童保育の時間延長については、現時点では考えていないというところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） これまでと同じ見解だということですね。

その中でですね、保護者が子どもの話をゆっくり聞くための時間を確保するというふうに、町のほうはそういうことを理由にしてあげているんですけども、それって、実際

はそれぞれの家庭によって時間の取り方というのはさまざまだというふうに思うんです。学童の時間延長しないことでその時間が確保できるという考え方については、ちょっと違うのじゃないかなというふうに思います。

むしろですね、働き方の幅を狭めるということで、ダブルワーク、トリプルワークといった実態を生み出して、逆に親と子が触れ合い、向き合うための機会を奪ってしまうということにならないかというふうに懸念をしています。

実際にですね、この間、子育てアンケートというのに取り組んできましたが、私どものほうに寄せられた声の中で、やはりですね、今の働き方を続けようと思うと、保育園の保護者ですけども、小学校に上がると、学童が6時半までしかないので、非常に悩んでいるという声をお聞きしています。

そうした中でですね、町のほうからの運営側の見方としては、子どもの時間を保護者が子どもとゆっくり話をする、聞くための時間を確保するためだというふうな思いはあるんですが、しかし、保護者の側からすると、実際に働きながら子育てをする中で、そうした時間もなかなかとれないし、現実問題として働き続けられないという問題に直面していると、そういう状況を理解してですね、保護者の声を聞いて、それに応えるという姿勢が町として必要ではないかというふうに思います。

この点につきましては、平行線をたどっていますが、再度ですね、町長の姿勢について、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、植村部長が申しあげたように、私も当然、その現時点を守っていきたいということでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 保護者の思いには応えられないということですね。計画の中でもそうした位置づけがされているということで、今後、計画をつくった5年間について、この姿勢をずっと堅持されるのか、それとも状況に応じて対応されていくのか、この点についても、注視をしておきたいというふうに思います。

それでは次に、2点目の、ファミリー・サポート・センターの考え方と今後の取り組みについて、お尋ねをいたします。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） ファミリー・サポート・センターについてでございますが、現在、本町では、子育てサポートクラブゆりかごによります託児サービスが実施さ

れておりまして、平成25年度には、この利用が286件、個人託児を実施されたところでございます。

また、あわ保育園における一時預かりや子育て短期支援事業のほか、来年4月に開園いたします斑鳩黎明保育園におきましても一時預かりの実施が予定されているところでございます。

このような行政と民間の協働によります子育て支援の展開によりまして、子育てニーズに対しますサービスの提供体制が向上できるものと考えておりまして、子ども・子育て支援事業計画における子どもの預かり事業のニーズ量につきましても、確保できる見込みというふうに考えているところでございます。

このようなことから、ファミリー・サポート・センターにつきましても、今後の状況等も見らる中で、その必要性について調査・研究することといたしまして、当面の間は、子育てサポートクラブとの連携を図るとともに、子育てサポーターの養成や受付事務の支援などに取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 私も、これまで申しあげてきましたように、ゆりかごさんについては、十分周知をして活用していただけるような取り組みを進めてほしいというふうに思います。

その中でですね、今、部長も調査・研究をしていくということでおっしゃいましたけども、この計画の中では、新規導入を検討というふうに、ファミリー・サポート・センターの調査研究というところで、新しく始める事業につきましても、新規導入を検討というふうには書かれていますが、ゆりかごさんを中心に、今後必要があればファミリー・サポート・センターの設立を考えるとということでおっしゃっていますけども、そのところはどのようなふうに理解をしたらいいのかなど。

これ、ぱっと読むとね、新しく町が作りますよというふうに捉えられるんですけども、そういうことで理解をしてよろしいのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） ファミリー・サポート・センターにつきましても、基本的には子どもの預かり事業について需給調整を行政が直接やっていくという役割が大きなものでございます。

そういった中で、現在は、提供側のゆりかごさんの供給量、それから、先ほど申しましたように、今後、保育園の預かり等によります供給量をふやしていくということ、

今、重点的に実施しているわけですし、その中で、そういうニーズの需給調整そのものが必要となってきた、それを、例えばゆりかごさんや保育所だけではなく、直接行政がしていかなければならないような事態になり得るのかどうか。そういうような必要性が出てくるならば、このファミリー・サポート・センターについての設置というのも考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうしますとですね、最初にゆりかごさんの実績260幾つかとおっしゃっていましたが、今はなかなかゆりかごさんもサポーターの方がふえないということで、どれぐらいまで対応していただけるのか、その需要と供給の見込みですね、今のところは対応できているということですが、キャパ的にはどれぐらいのものと町は考えておられるでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 直接、今どれだけの余裕があるかというところについては、ちょっとお答えはできないんですけれども、ただ、当然、ゆりかご、子育てサポートクラブを運営していくためには、マンパワーが必要となってきます。

町としては、そのマンパワーの確保という1つの方策として、子育てサポーターを養成していくということで、そのあたりは、子育てサポーターを養成して、そのゆりかごさんで活動していただくというふうにうまくつないでいけると、つないでいくということで、供給量を確保していくということで、今も対応しておりますし、今後もそうやっていきたいというふうに思っております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうしましたら、今後、需要がふえてくるかどうかということも見極めながら対応していただけるということですね。

実際にゆりかごさん自体は民間で、自分たちでされていると、行政主導ではありませんので、その運営について、あまり行政のほうからもいろいろ言えないのかなという点はあるかと思いますが、実際に利用されている方から、やっぱり公民館が休みの日だと、なかなかやっぱり自宅に来てもらってまでしてもらうのがちょっと使いづらいという声などを聞いています。いきいきプラザなんかでも、水曜日、公民館が休みのときとかに、また変わった対応をしていただけるのかとか、そういった利用者の声についても、町のほうで把握をしてですね、またゆりかごさんと連携をして、制度については充実をしていっていただきたいというふうにお願いをしておきます。

そうしましたら、3点目の質問に移らせていただきます。

次に、小中学校と幼稚園での30人学級編制について、お尋ねをいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 30人学級の考え方、それと幼稚園の35人学級の考え方についてのご質問ということで、お答えをさせていただきます。

まず、小中学校の30人学級編制の導入経過から説明させていただきますけども、その大きな目的といたしましては、義務教育の初期の段階におきまして、基礎学力及び基本的生活習慣の定着を図ることでございまして、平成21年度に初めて小学校第1学年で導入しておりまして、本年で6年目を迎えることとなっております。21年度以降、順次対象を拡大をいたしまして、現在では、小学校第5学年まで、中学校では第2学年まで実施をしているところでございます。

この少人数学級編制の効果といたしましては、基礎・基本の徹底を図るため、学習の過程で個人差が生じやすい教科におきまして、きめ細かい指導が行いやすいこと、教員と児童生徒間、あるいは児童生徒同士のコミュニケーションが図りやすいことなどが挙げられます。特に、幼稚園から小学校に入学した低学年の児童につきましては、学習方法の違いなどにより、学校になじめない、いわゆる小1プロブレムに効果があるとされておりまして、学習指導上の効果とともに、生徒指導上の効果も期待されているところでございます。

その一方で、児童生徒の集団としてのまとまりでありますとか、集団の中での果たすべき役割について、課題が見受けられるところもございます。日常の授業においてもそうでございますが、特に運動会を初めとした学年行事の運営においては、活気に欠ける一面が見られます。また、学級担任や教科担当が増加することに伴いまして、その講師を確保する必要がございますが、その確保につきましても、年々難しくなっているといった状況がございます。もっと言いますと、教室や教材備品などの設備面の確保についても課題があるということは事実でございます。

このように、少人数学級編制につきましても、一長一短がございまして、現在は30人を基準とした少人数学級編制に取り組んでいるところではございますが、その効果とそれに伴う課題を総合的に勘案して、学級や学年運営面でより適正な学級基準を設定していく必要があるというふうに考えてございます。

その方向性、その考え方につきましては、今議会の12月10日に開催されます総務常任委員会で報告をしてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、幼稚園での今の現在の35人学級の考え方でございますが、文部科学省の幼稚園設置基準というのがございますが、その幼稚園の学級編制は、1学級当たり、原則といたしまして35人以下の幼児で編制することとされているところでございます。

本町におきましては、学級編制を行う際には、幼稚園ごとに各学年の入園申込者の数から、年少では1学級が20人以下、年中、年長では35人以下になるように学級編制を行っております。また、特別な支援を必要とする園児には、できるだけ細やかな保育ができますように、そのための教員を配置しているところでございます。

数字で申しあげますが、最近の入園数の状況を申しあげますと、平成24年度から26年度までの3か年の平均の入園者数を申しあげますけれども、まず、斑鳩幼稚園の年少で31人、年中で36.7人、年長で38.3人、斑鳩西幼稚園の年少では26.7人、年中で23.3人、年長で24人、そして斑鳩東幼稚園の年少では31人、年中で33人、年長で33.7人という数字がございまして。

このように、恒常的に30人を超える学級が見られるという状況の中で、例えば30人を基準とした学級編制を行いますと、抽選によって入園者を選考するといった必要も生じてくるということもございまして、そのまま入れますと学級数が増加して、幼稚園によっては、既存の教室以外に新たに教室を確保する必要性が生じたりいたします。また、幼児教育としての集団のまとまり、または幼稚園講師の確保など考慮いたしますと、現在の35人を基準とした学級編制が適当ではないのかというふうに考えております。以上です。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 頭の質問が短過ぎて、ちょっと教育長も突然答えにくかったかもしれませんが。

小中学校での30人学級編制の取り組みについては、これまで本当によくやってきていただいているなというふうに評価をさせていただいております。

そして、教育長の答弁の中でもですね、少人数編制による効果についても確認をされているということで、保護者からも非常に高い評価を得ているこの制度につきましては、充実をしていただきたいなという思いを持っています。

今回、今度の総務常任委員会ですと、今後の考え方について、町のほうできちっと報告をしていただくということなので、私も総務常任委員会の委員でもありますし、その町の考え方をきちっと聞いて、そこでまた議論をさせていただきたいなというふうに思います。

それと、幼稚園のほうですね、こちらにつきましても、より低年齢の子どもたちでなかなかやっぱり落ちつき、小学生と比べても落ちつきがないと言われる時期に、少人数学級編制がやっぱり効果的だということで、実際に幼稚園に子どもを通わせている保護者の方からですね、何で小中学校は30人学級編制されているのに幼稚園はできないんだという声もいただいております。

実際にやろうと思っても、教室が足りないという問題がありまして、30人学級編制にしますと、受け入れを断るという状況についてもつながってきますので、これはもう建物の増築をする等の対応が当然必要になってくるのかなというふうに思います。

予算も絡む問題ですので、今すぐにできるかどうかという点については、難しい点はあるかと思いますが、この計画ですね、子ども・子育て支援事業計画は5年計画になります。この進捗の中でですね、こうした充実をしていくという方向性でもって、予算との都合の中でですね、幼稚園の敷地や建物について増築等をしていける、そういう状況をつくっていただいて、ぜひ充実をしていっていただきたいなというふうに、この計画策定に当たって要望をさせていただいておきたいと思います。

そうしましたら、次に、4点目の質問に移らせていただきます。

4点目につきましては、これも子ども・子育て支援事業計画の中で実施する項目としてあげられています。この中で、子育てと就労等の両立のための環境整備ということで、3つの項目が上がっています。

1つには、労働時間の短縮等の促進、2つに、育児休業制度の定着促進、3つに、次世代育成支援対策推進法の周知というふうになっておりまして、1つ目と2つ目につきましては、次世代育成の行動計画の中でも位置づけられてきたものです。

これにつきましては、町として、これまでどのような取り組みをされてきて、成果としてはどのようなものが上がっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 近年の少子高齢化、人口減少問題など、現在、未来の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであることから、住民、事業所と行政が一体となって子育てを支援し、家庭や地域が子育てに夢を持ち、本町の未来を担う子どもたちが豊かな歴史、文化や美しい自然を背景に心豊かに明るく健やかに育つためには、就労環境の整備が非常に重要であると考えています。

町といたしましては、今後も商工会と密に連携を図りながら、仕事と生活の調和の実現に向け、企業に対しまして、子育てを支援する法律や制度の啓発や情報提供に努めて

まいります。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員

○14番（木澤正男君） ざくっと啓発をしてきましたということについても触れられたのかなというふうに思いますが、この間ですね、これまた別に、青年お仕事暮らし実態調査アンケートというのに私ども取り組んできました。また、ブラックバイト実態調査だとか、あとハローワーク前でもアンケートを繰り返し行ってきましたが、その中でですね、特に女性の回答者からですね、女性の出産・育児に対する社会的理解があまりにも低いという声が本当にたくさん寄せられています。これまで以上にですね、やはり認識を持って取り組みを評価していただきたいなというふうに思っています。

町内企業の皆さんに、町のほうからどのような働きかけをしているのか、具体的なお話はなかったんですが、この点については、もう少しちょっとお尋ねしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 具体的にと申しますか、町といたしましても、さまざまな国からの情報につきましては商工会のほうにも、町に入った情報については商工会に連絡し、そこから、商工会のほうからですね、各企業さんに連絡をしていただくといった形をとらせていただいているというのが現状でございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 町のほうから直接情報提供したりするのではなくて、商工会さんを通じてということで、現在はされているということですね。

私ですね、先日、前段で申しあげましたアンケートの結果を持ってですね、県の労働局と懇談をしてきました。実にですね、必ずしも町内企業というわけではないんですが、本当に違法な働かせ方、労働の実態というのが、もう次々と明らかになってきています。

特に、学生さんに聞いた話ですと、飲食店で今、お客さんがいない時間帯は、待機時間だと言って賃金が支払われないというような実態が本当に広がってきています。さらにですね、名前も出しますが、すき家ですね、あそこでワンオペと言って、もう1人でしかシフトに入らないということで、31ある客席とドライブスルーまで、本当に1人でやらなければいけないということで、トイレにも行けない。そんな実態がアンケートを通じて寄せられまして、県の労働局のほうできちっと是正をしていってほしいという懇談をしてきたんですが、その中でですね、県の労働局のほうも、やっぱり人が足りなくて、なかなか県内の企業全てに調査に入ったり、指導したりということが難しい中

で、労働局が発信している情報をですね、町の広報なんかで取り上げていただいて、情報提供に協力をしていただけないかということも、向こうのほうからおっしゃっていただいています。

今、これまでですね、大学を卒業するなりして社会に出ていくのに、私たちは、働く権利とか、労働基準法がどうなっているということは、全然学ぶ機会がなかったんですが、やはりそうした知識がない中で社会に出て行って、本当に今、違法な働かせ方が横行している中で、自分たちの権利を知らないままに、いわゆる使い捨ての働き方をされるというようなことについても対策を持っていけるようにしようということで、県の労働局でも大学などで講義をしているという状況があったり、あと、本来、雇用契約というのは書面で交わすというのが基本になってはいますが、実際には書面で交わしているところなんてほとんど見たことがないという状況の中で、これについてもやっぱり、労働契約については書面で交わしていきましょうねということを啓発するパンフレットなんかもあるようですので、今後ですね、そうした県の労働局とも連携をして、町内企業の皆さんに、もちろん商工会さんを通じてもそうですけども、町のほうからもですね、直接情報提供や、この項目にあげておられます労働時間の短縮とか、育児休業制度の定着とか、あと、女性の雇用促進とか、そういった点について、啓発、情報提供を行っていただきたいなというふうに思いますので、これは要望をしておきます。

そうしましたら、次の質問に移らせていただきます。

次の質問については、みなし控除の適用についてですが、先ほどの質問で紹介しました、私どもが行ってきた子育てアンケートの中でですね、未婚のシングルマザーの方から、みなし控除の適用を求める声というのが寄せられています。

この問題についてはですね、ことし3月の議会でも先輩議員から、非婚のひとり親支援についてというテーマで同様の質問がされていますが、現在の日本の税制上の制度では、寡婦控除は結婚歴がないと適用されませんが、昨年9月の最高裁で法律上結婚していない子どもに対する遺産相続の決定が出たあと、その年の12月には、その判決を反映して民法の改正も行われたということから、こうした状況を踏まえて、未婚のひとり親家庭にも寡婦控除のみなし適用という形でですね、制度を実施するという自治体がふえてきています。

しかしですね、その全く寡婦控除と同じような扱いにしようとする、一自治体ではなかなか全て対応するというのが難しいようで、いろいろ先進地なんかを調べてみますとですね、保育料とか、町営住宅等の家賃ですね、こうしたものを対象にしてみなし適

用を実施しているというところが多かったんですが、今回アンケートで寄せられた声にあった未婚のシングルマザーの方については、ひとり親医療と保育料というものについて、やはり対応を求めるということをおっしゃっています。

前回、町のほうでもですね、町営住宅については、この問題で意識を持っている答弁をいただいております、今回、この3つの項目に絞ってお尋ねをしたいと思います。

それでは、町の見解をお尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） まず、ひとり親家庭等の医療費の助成についてでございますが、この制度につきましては、婚姻によらないひとり親家庭につきましても、この医療費の助成の対象としているところでございます。

次に、保育所の保育料につきましては、これも以前お答えさせていただきましたとおり、国の基準に基づきまして、現行は所得税額等により算定しております。

また、平成27年度からは、市町村民税の所得割課税額により算定する予定となっておりますけれども、いずれも寡婦控除につきましては税法上の取り扱いとなりますことから、婚姻によらないひとり親家庭につきましては、寡婦控除の適用はございません。

ただし、これにより算定した税額が、保育料の徴収金額表の第2階層と第3階層になる場合は、斑鳩町保育の実施に関する条例別表備考4の第1項の規定によりまして、ひとり親世帯等として、婚姻によらないひとり親家庭であってもみなし適用をしている。つまり、寡婦控除の適用はしませんけれども、ひとり親家庭としてはみなしていくということでございます。

議員お尋ねのみなし控除につきましては、議員もおっしゃいましたように、婚外子相続格差について、昨年9月に最高裁において違憲判断が下されたのと同様に、結婚歴の有無により適否を決める寡婦控除について制度改正を求める声が出ていることや、一部の市町村において、保育料等の算定に当たりまして、婚姻によらないひとり親を寡婦とみなす、いわゆるみなし寡婦控除を適用しているというところは私どもも認識しているところでございます。

保育園保育料のみなし寡婦の控除の適用につきましては、引き続き他市町村の導入状況も確認しながら調査・研究を進めてまいりたいと考えておりますが、婚姻によらないひとり親家庭に関しましては、同様の取り扱いとなる他の事業への影響等もありますことから、さまざまな観点から検討が必要ではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 続きまして、町営住宅の関係につきまして答弁をさせていただきますと思いますが、町営住宅の家賃につきましては、入居者の所得等をもとに家賃の算定を行っております。

寡婦控除につきましても、税法上の扱いとなりますので、保育料同様、婚姻によらないひとり親家庭につきまして、現在、控除の適用がないところでございますけれども、今後は、婚姻によらないひとり親家庭への対応ということにつきましても検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 既にひとり親医療の分野については適用されているということで部長から答弁がありましたが、その方がその制度について知らないのかなということで、だからこういう声が来るということは、実際に適用されておらない状況だというふうに思います。

まだ、その制度のこと、私、詳しく調べていないんですけど、申請されて、所得で離れてしまっているのか、そういった状況もわかりませんが、多分、知らなくて申請されていないのかなというふうに思いますので、これについては、町のほうでも周知を徹底していただきたいなというふうに思います。

保育料については、現在、第2階層と第3階層については、もうみなし適用されていますよということで、ここについても、それ以外の部分で町としても検討されるということですが、まず、その点についても、これもまた周知をしていただきたいと思いますというのと、町営住宅もあわせて検討するというふうに答弁いただいています。

質問の中ではですね、来年度、実施する考え方についてお尋ねをしていますが、来年度の実施については、どうなんでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 実施時期につきましても、検討させていただきたいと思
います

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 町営住宅の家賃につきましても、ただいま植村部長が答
弁いたしました同様に、今後の課題ということで検討させていただきたいと思っ
ており
ます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） ほかの制度との整合性等もあるということで、なかなかすぐに実施できないのかなという点ではありますが、できるだけ早い段階です、町のほうとしても実施していただきたいというふうに思いますので、その点についてもあわせて要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中西和夫君） 以上で、14番、木澤議員の一般質問は終わりました。

続いて、8番、小野議員の一般質問をお受けいたします。

8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告の順に従いまして質問していきます。

まず、土地の固定資産税について。その1として、固定資産税はどのような過程を経て課税されるのかを問うとの質問ですが、固定資産の評価の基準、評価の実施方法等、どのような手順をもって個々の土地の固定資産税額を決定しているのか、お示してください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 土地に係る固定資産税の課税の過程についてのご質問でございますが、固定資産の評価及び価格の決定に当たっては、地方税法及び総務大臣が告示する固定資産の評価の基準、評価の実施方法、手続き等を定めた固定資産評価基準に基づき行っているところでございます。

具体的な過程については、宅地を例に申しあげますと、町域を商業地や住宅地など利用状況に応じて地域を区分し、それらを街路の状況や公共施設等からの距離などを考慮して、その状況が類似している地域にさらに細かく区分いたします。

この区分したものを状況類似地域といい、斑鳩町では、宅地の利用状況、街路の状況等から123の地域に区分しております。

次に、標準宅地の選定として、123の地域に区分した状況類似地域ごとに、その地域内において、価格事情、街路の状況等が標準的な街路を選定し、この街路に沿接した奥行き、間口、形状等、その区画条件が当該区域において標準的な宅地を選定いたします。

次に、路線価の付設として、地価公示価格等を考慮しながら、選定した標準宅地の適正な時価の評定を行うため、不動産鑑定士による鑑定評価を参考にして路線価として付設いたします。

斑鳩町では、約1,900の路線に対して路線価の付設を行っているところでござい

ます。

不動産鑑定士による鑑定評価は、固定資産税の評価替えにあわせ、3年に1回実施し、その他の年次については、不動産鑑定士による意見書により土地評価の下落修正を行っております。

次に、土地の各筆の評価として、先ほど求めた路線価をもとにして、それぞれの宅地の状況に応じて、各種の補正を行ってまいります。

主な補正項目は、奥行きや間口の長短、不整形地、無道路地等でございます。

各筆について、こうした各種の補正を行い、求めた1平方メートル当たりの価格を面積で乗じると、その筆の評価額となり、この評価額をもとに課税計算を行い、固定資産税額を決定しているところでございます。

なお、固定資産税の評価上の地目の認定については、実地調査により、登記簿上の地目にかかわらず、賦課期日であるその年の1月1日の現況の地目により、また、地積については、原則として登記簿に登録されている地積により課税を行っているところでございます。

以上が、土地に係る固定資産税の課税の過程でございます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 次に、その「賦課の公平性」についての認識を問うとの質問ですが、固定資産税については、どうしても不公平感が生じることもあります。

そこで、その賦課の公平性について、どのように認識しているのか、お示してください。また、先ほどの答弁で、適正な時価の評定を行うため、不動産鑑定士による鑑定評価をとっておられますが、この点についてもお示してください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 賦課の公平性についてのご質問でございますが、固定資産税の賦課につきましては、地方税法及び固定資産評価基準に基づいて行っているところでございますので、これらに定められている評価の基準、評価の方法、手続き等に基づき、適正に賦課を行うことが公平性の確保につながるものと考えているところでございます。

また、不動産鑑定士による標準宅地の評価につきましては、不動産鑑定士による評価の偏りが生じることのないよう、町域全体のバランスがとれた適正な時価の評価を求めするため、2者、複数の不動産鑑定士による鑑定評価を行っているところでございます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 不動産鑑定士の複数の鑑定評価を行っている。偏りが生じるこ

とのないよというこ、2者から、2者以上、複数の鑑定をとっておられるというこですが、不動産鑑定の業務の、特殊性と言うたら言葉が当たっていないかもわかりませんが、そこまで慎重に行っておられると、そのように理解してよろしいんですね。そう理解させていただいておきます。

次に、法14条地図実施地域における固定資産税の課税について問うとの質問ですが、斑鳩町で最初の法第14条地図作成事業も、現地の立ち会い及び測量を完了して、去る11月15日、16日と地図の縦覧が行われました。

その中で、面積の増減に伴う固定資産税についての質問が多く見受けられました。

それでは、法第14条地図実施地域における固定資産税の課税について、お示しく下さい。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 固定資産税における地積の認定につきましては、総務大臣が定める固定資産評価基準において、原則として登記簿に登録されている地積によることとされているところでございます。

このことから、現在、斑鳩町で実施されている不動産登記法第14条地図の作成に伴う地積変更につきましては、対象区域全域の登記が平成27年2月から3月に予定されていますことから、平成28年度から、変更後の地積により固定資産税の課税を行っていく予定でございます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 法第14条地図作成を以前に実施した近隣の王寺町や三郷町では、地積が減になっている場合は賦課期日後の固定資産税は減に、地積が増加している場合は所有権移転がなされるまでは以前のままの課税と聞いておりますが、斑鳩町では、どのように課税されるのかをお示しく下さい。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 固定資産評価基準において、地積の認定は原則として登記簿に登録されている地積によることとされておりますが、例外規定として、国土調査法による地積調査を行っている市町村においては、原則どおり登記簿上の地積によって評価を行うと、地積調査の完了した地域と未完了の地域との間で負担の公平を欠くおそれがある場合、地積調査前の地積により評価を行うことができると定められております。

これは、国土調査法による地積調査は相当期間に及ぶため、例えば地積調査の期間を30年と仮定した場合、調査開始年度に地積調査が行われ、地積が増加した土地と、調

査開始の30年後に調査が行われ、地積が増加した土地を比較した場合、例外規定を適用しなかった場合、調査開始年度に地積が増加した土地では、30年間、地積が増加した分税金を多く納める結果となり、税負担の公平性を欠くおそれがあることから、例外規定が設けられているところでございます。

王寺町や三郷町では、不動産登記法第14条地図の作成が実施され、両町とも地積認定については例外規定を適用されておりますが、これは、両町において、国土調査法による地積調査を過去に実施され、その際に、地積の認定については例外規定を適用されたことから、不動産登記法第14条地図作成に伴う地積変更についても、国土調査法による地積調査との税負担の公平性を確保する観点から、地積認定の例外規定を適用されているものと認識しているところでございます。

斑鳩町におきましては、現在実施されている不動産登記法第14条地図作成に伴う地積変更につきましては、固定資産評価基準で定められている地積認定の例外規定が適用されませんことから、本則の登記簿に登記されている地積により地積の認定を行ってまいりますので、よろしくご理解をいただきますよう、お願いをいたします。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 私は、国土調査法による例外規定の内容及びその背景については熟知しておりませんが、国土調査法による地積調査の実態や税負担の公平性の確保への認識については、少し異論があります。

このことについては、今後、担当常任委員会で議論を深め、今回の法第14条地図実施地域の所有者の中には、王寺町や三郷町で土地を所有されている方もおられるかもしれませんので、税の還付も含めて、町の見解を広報で適当な時期に周知していただきたいことを申しあげて、次の質問に移ります。

都市計画道路法隆寺線の供用について。その1として、都市計画道路の位置づけと、事業実施及び供用開始の手続をお示しく下さい。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） まず、都市計画道路の位置づけでございますが、法隆寺線は、斑鳩町を東西に走る国道25号、町道401号線と、現在整備が進められているかかるがパークウェイを南北に結ぶ道路であり、県道大和高田斑鳩線とあわせて、町域の南部と、斑鳩町役場や法隆寺を中心とした歴史的文化遺産が集まる町域の中心部を結ぶ町内道路網の根幹となる路線として位置づけをしております。

次に、事業の実施であります。法隆寺線は、一般国道25号に接続する新設道路と

して、国道管理者である国土交通省奈良国道事務所と、交通処理について所管をします県公安委員会との協議が必要であります。この協議の流れや内容といたしましては、整備計画全体の計画協議に始まり、警察による計画内容の確認の後に、国の計画協議承諾を得てから、実施する整備工事の施工内容や安全対策などに関する実施協議へと進み、ここでも警察による実施内容の確認の後に、国の実施協議承諾を経て、工事施工に必要な道路使用を警察にて許可を受けた後に現場施工に着手できるということになります。

最後に、供用開始についてでございますけれども、整備工事完了後に、奈良国道事務所より国道として管理することとなる部分の完了検査が行われまして、町により供用開始に関する公示をもって供用されます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 都市計画道路は、町内道路網の骨幹、骨幹とは物事のもとになる重要なもの、すなわち都市計画道路は、町内道路網のもとになる重要なものであります。

先の、閉会中の建設水道常任委員会で、法隆寺線の供用の見通しについて、パークウェイの供用が29年ないし30年ごろになるので、法隆寺線もこのころになるとの説明がありましたが、その2として、改めて、中央公民館の国道側入口が閉鎖された状況と、法隆寺線の供用開始時期について、お示してください。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） このたび、法隆寺線整備事業用地につきましては、中央公民館敷地の一部を代替用地として交換により取得するため、11月以降、国道から公民館への出入りができなくなることから、事業用地の既設開口部を利用した仮設通路を設けて、車両を含めた公民館利用者の利便を維持するべく、6月から西和警察署及び関係機関との協議を行ってきたところであります。

しかし、工事実施に際しまして、10月に仮設通路の設置に伴う国道歩道の一部の改修をする工事に必要な道路使用許可を西和警察署に申請をいたしましたところ、いかるがパークウェイの整備が国道25号三室交差点接続に至っていない状況であるため、仮設通路を利用して、法隆寺線を南下し、いかるがパークウェイを西進すると、その周辺地域の生活道路に多くの車両が進入することになり、混乱が想定されることから、車両通行が可能な仮設通路の設置に関する道路使用は許可できないとの見解が示されました。

それを受けまして、車両については、公民館の南側からのみ出入りし、仮設通路は歩行者専用となったところでございます。

法隆寺線全線の供用開始の見通しにつきましては、先の、11月事前建設水道常任委

員会の際に、過日、国から平成27年度中にいかるがパークウェイ三室・紅葉ヶ丘区間の事業用地取得を完了し、それ以降、2、3年で整備工事を完了させる予定であるとの見解を得たことから、法隆寺線も同時期に供用開始となると予測される旨のお答えをしたところであります。

町といたしましても、公民館利用者の皆さんにご不便をかけている現状を訴えながら、よりよい形を見出していけるよう、西和警察署を初め関係機関との協議を重ねてまいりたいと考えています。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 10月に仮設道路設置に伴う国道歩道の一部を改修する工事、これは既存の4メートルほどの出入り口を、車の出入りの利便性から6メートル以上に拡張する工事ですが、その工事に必要な道路使用許可を西和警察署に申請したところ、いかるがパークウェイの整備が国道25号三室交差点接続に至っていない状況であるため、仮設道路を利用して車が流入、いろいろなことをおっしゃっていますが、その周辺地域の生活道路に多くの車両が進入することになり、混乱が想定されることから、これからですね、車両通行が可能な仮設通路設置に関する道路使用は許可できない。仮設通路設置に関する道路使用は許可できないと、このように西和警察署は見解を述べておられるんです。

その西和警察署の見解から推察して、都計道路である法隆寺線の本線工事の道路使用許可も、パークウェイ三室交差点の整備完了まで許可されないのではないだろうかとの見方ですが、これは大きな間違いです。

なぜなら、今回の道路使用が不許可となった最大の要因は、あくまでも仮設通路の設置工事であるからです。

町内の道路網の骨幹である都市計画道路整備事業の用地交渉もようやく整い、町の施設への不便さを解消するためにも、1日も早い本線工事の着手が望まれる状況の中、しかも、パークウェイが岩瀬橋まで供用開始になった時点から、法隆寺線の西側、町道405号線、通称当麻道を利用して、既にパークウェイへ車両は流入しております。これらのことから、本線工事のための道路使用は、不許可になることはありません。

もし、今、町の担当者が推察しているように、パークウェイの整備が国道25号三室交差点接続に至っていない状況であるため、都計道路の本線工事の道路使用は許可がされないのなら、西和署の行政怠慢と言わざるを得ません。

また、そのことで法隆寺線の使用開始がおくれるなら、町行政もネガティブで他人任

せの怠慢であると指摘せざるを得ません。

この点について、副町長の見解なり、反問をお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 町といたしましては、今日まで、法隆寺線の供用、そしてパークウェイの三室交差点までの供用開始を目指しまして、今日までも事業の進捗に努めてきたところでございます。

そうした中で、住民の交通安全にかかわる交通規制も大きな問題であると考えております。

さらには、道路に関しまして、いろいろと議論がある中で、国土交通省が予算措置をしない、それによって事業がおくれることだけは避けたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） それは見解を述べられたのですが、私は、西和警察署が道路使用許可をおろさないと、そういう条件でおろさないということは、私はあり得ないと考えているんです。それと、周辺の紅葉ヶ丘とかの交通の安全ということも考えておられますが、それであつたら、現在、公民館へ入っていく一番町のあたりの町民に対してはどのように考えておられるのですか。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 個々の町民じゃなくて、全体の交通安全対策を考えて警察が判断されていると。担当のほうで現25号への道路工事について協議をしにいった中で、それについてはまだ協議は整わないという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） それとね、国交省へそうして要望に行っておられるのはありがたいことなんですが、そこが完成しなければ出ないだろうという見方については、どのようにお考えですか。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 出ないだろうというよりも、担当のほうで、あの工事について協議をしていっている段階で出ないということでございます。推測ではなくて、協議を担当のほうで行っているということでございます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） ということは、先日、許可をしないということである述べられて

おられる警察署は、あくまでも仮設道路なんですね。仮設道路の工事に対して、そのことによってこういうこともあるだろうということでおっしゃっているんです。

その点、先ほど私が述べましたように、ようやく用地交渉もできあがって、骨幹となる町道ですね、その工事をするのに、警察はそこまでのことを言わなければいけないのかということに関しては、どのように思われますか。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 住民の交通安全を守る観点から交通規制をしておられる警察の判断だと考えております。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 堂々めぐりしますけどね、住民の交通安全を守るために都計道路はできるんですよ。そして、その紅葉ヶ丘周辺へ車が流入しているのは、もう既に、先ほど言いました、当麻道、農協の前の道を使って、供用開始になった0.7キロですかね、岩瀬橋までが便利になっているから、みんなあそこへ逃げているんですよ。

今、法隆寺線がそこを開通したからいうて、車の量は変わりません。むしろ、ちょうど興留のね、跨線橋の手前、服部道というんですかね、それと大和高田斑鳩線、県道との交差点、あの中の電柱が出っ張っているような町道、そこが混乱するのは、ふえると思います、あそこが開通することによってね。それも今は当麻道を使って車はみんな逃げています。同じ状態なんです。それを、都市計画道路なんですよ。そのことで町が申請して、道路許可をおろされないという、そのようなことはね、絶対にあり得ないと私は思います。

堂々めぐりしますので、この件についてはもう終わって、また担当常任委員会でもいろいろと議論させていただきたい、そのように思います。

それでは、次の質問に移ります。

斑鳩町立学校少人数学級について。その1として、少人数学級実施要綱と編制実施基準を問うとの質問ですが、実施要綱第2条では、予算の範囲内で実施することができる」と規定されております。また、編制実施基準第2条では、小学校では第1学年から第5学年までの各学年、中学校では第1学年及び第2学年については、要綱第2条の規定に基づき30人学級編制を実施することができる」となっていますが、それでは、実際の運用はどのようにされているのか、お示してください。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 斑鳩町立学校少人数学級実施要綱におきましては、奈良県教育

委員会の規定する学級編制基準とは別に、町立学校の1学級の児童数または生徒数が30人を超えるときは、予算の範囲内におきまして、1学級当たり30人以下の児童または生徒をもって学級編制を実施することができると規定しております。これはもう、質問者も、今、ご紹介いただいたとおりでございます。

また、斑鳩町立学校少人数学級編制実施基準では、1学級の最小人数として30人学級編制を実施することにより、いずれかの1学級の児童数または生徒数が20人未満となる場合は、当該学年の30人学級編制は実施しないと規定もしてございます。

これらの基準に基づきまして、学校長は、毎年3月20日現在において県の学級編制基準に基づく学級編制を行った場合、1学級の児童生徒が30人を超えるときは、教育委員会に対して協議するとしておりまして、本町においては、学校現場の教育環境等を考慮しながら学級編制を行っているという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 次に、県学級編制基準と30人学級編制実施についてを問うとの質問ですが、同じく実施要綱第2条には、県学級編制基準に基づき学級編制を実施した場合と規定されております。県の学級編制基準については、小学校1学年及び2学年は35人、3学年以上及び中学校の各学年は40人で編制できると規定されていると聞いております。

それでは、今後も、1学級の基準をわずかに超える場合であっても、少人数学級編制を適用し、運用していくのか、お示してください。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今、質問者も紹介をしていただいた内容も重複するかもわかりませんが、説明させていただきますと、まず、文部科学省の学級編制基準について申し上げますと、1学級の編制は小学校第1学年は35人、今も財務省といろいろやりあっている状況はあるにしても、今現在のところは、小学校第1学年は35人、第2学年以降は40人の編制をするよう規定されているところでございます。また、個別の学校ごとの実情に応じまして、児童生徒に対する教育的配慮の観点から、学校長と協議の上、弾力的に運用することも可能となっております。

次に、奈良県の平成26年度の学級編制基準におきましては、質問者もご紹介いただきましたように、小学校第2学年につきましても、第1学年と同様、35人で1学級の編制ができるように規定をされているところでございます。

そして、我が町の町立学校少人数学級実施要綱では、奈良県学級編制基準に基づき学

級編制した場合で、1学級の児童数または生徒数が30人を超えるときは、予算の範囲内において1学級当たり30人以下の児童または生徒をもって学級編制を実施することができるように規定をしているところでございます。

この規定に基づいて編制した学級が、1学級の基準であります30人をわずかに超えた場合でありましても少人数学級編制適用していくのかということでございますが、この規定に基づきまして、学校長との協議によって、学校現場の教育環境等を考慮しながら30人学級の編制を行うこととしているのが実態でございます。

しかしながら、少人数学級編制は、先ほどの質問者にもお答えしたことでございますけれども、この少人数学級編制は、きめ細かい指導など学習指導上の効果とともにですね、生徒指導上の効果も期待されているところでございますが、またその一方で、学年行事等の運営においては活気に欠ける一面が見られたり、学級担任や教科担当の増加に伴う講師の確保の課題等々があることも事実でございます。

このことから、現在のところは30人を基準とした少人数学級編制に取り組んでいるところではございますが、その効果とそれに伴う課題を総合的に勘案し、学級や学年運営面でより適正な学級基準を設定をしていく必要があると考えております。

先ほども申したとおりでございますけれども、この方向性、考え方につきましては、今議会の総務常任委員会におきまして報告をしていく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 今、先ほどの質問者にも答弁されておりますように、30人を基準とした少人数学級編制の効果とそれに伴う課題を総合的に勘案し、より適正な学級基準を設定していく必要があり、12月10日の総務常任委員会でその考え方を報告することです。私も、先の質問者と同じく総務委員ですので、委員会での活発な議論を期待しております。

また、要綱では、30人編成を実施することができるかと規定されていて、決して「実施する」ではありません。今までの要綱の運用では、1学年当たり30人を超えることはできないような運営であったように思います。次年度からは、要綱の持つ意味を的確に理解し、適正な運営に是正されるよう指摘して、最後の質問、放置空家対策法について。空家等対策の推進に関する特別措置法の概要と現時点での認識をお示してください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 空家等対策の推進に関する特別措置法につきましては、先の臨

時国会に議員立法として法案が提出され、去る平成26年11月19日に可決、成立いたしましたしております。

初めに、本法が制定されるに至った背景についてでございますが、近年、全国的に空家が増加している状況の中、平成25年の調査結果によると、全国の空家数は約820万戸となっております。

こうした中、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体、または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、空家等の活用を促進することを目的として立法化がなされたものでございます。

本法では、そのまま放置すれば著しく保安上危険または衛生上有害となるおそれのある状態、著しく景観を損なっている状態、その他生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にあると認められる空家等を、特定空家等と定義し、特定空家等の所有者に対し、市町村長は、除却、修繕等の措置をとるように助言または指導し、改善されない場合は勧告し、なお所有者等が措置をとらない場合は命令することができることとし、これらに必要な限度において、職員等に空家等の立入調査をさせることができることとするとともに、所有者等が命令を履行しないときまたは命ずべき所有者等が不明のときは、行政代執行ができることとされております。

また、国においては、空家等に関する施策の基本指針を定めるものとするとともに、市町村は、基本指針に即して空家等対策計画を定め、その作成等及び実施に関する協議を行うための協議会を組織することができることとされております。

現在、管理が不十分な状態にある空家について、本町では、空家の所有者等に対し、修繕や草刈り等、改善対策を講じていただくよう、口頭または文書により依頼を行っている状況であり、対策が講じられない場合の対応については、空家対策条例の制定に向け、検討を進めている状況でございます。

本法の成立によりまして、空家の改善指導に係る市町村の権限が強化されており、勧告・命令など、強制力を有する措置が可能となることから、指導を行っても対策が講じられない空家に対し、積極的な改善対応を求めていくことができるものと考えております。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 今の答弁の中でね、1つ、難しい言葉というんですかね、ちょっと広辞苑を引いてみても出てこないんですが、除却という言葉があるんです。確かにそ

ういう言葉があったように思うんですが、除去と違って除却ということに何か意味があるんですかね。もし、ご存じでしたら教えてもらいたいなと思いますけど。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） この言葉のとおりだと思うんですけども、除いて退けるといいますか、取り去るといいますか、家をだから排除するといっていますか、そういう形の意味だというふうに理解をしております。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） ありがとうございます。

それでは、次に、町の責務である空家等対策計画の作成及び対策の実施についての認識をお示してください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 空家等対策計画につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法により、市町村が空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、国が定めた基本指針に即して定めることができる旨が、また、空家対策計画の策定等に際して、市町村長、地域住民、市町村の議会議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者により構成される協議会を組織することができる旨が定められております。

この空家等対策計画におきましては、空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類、その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針、所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項、空家等及び除却した空家等の跡地の活用の促進に関する事項、空家等に関する対策の実施体制に関する事項などの事項について定めるものとされております。

本町におきましても、管理が不十分な空家についての苦情が増加傾向にあり、今後、人口減少の進展等により、空家の件数についても急激に増加するものと予想される中、空家対策については、防犯、環境、景観、税制面など多岐にわたる分野からの検討が必要となることから、関係課の職員による空家対策検討チームを立ち上げ、空家対策に係る具体的な対応策の検討を行っているところでございます。

今後、空家対策につきましては、空家等対策計画の策定も含め、空家の適正管理を促すという指導の観点と、空家の積極的な活用を促す支援の観点の両面からの施策の実施に向け、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○ 8 番（小野隆雄君） この法律が成立して間もないことでもありますし、また、国からの基本指針もまだ示されていない状態ではありますが、関係課の職員による空家対策検討チームを立ち上げるということなのですが、そうしたら、まだだと思いますが、協議会の組織の立ち上げへの認識、それらのメンバーについて、どのようなお考えをお持ちですか。お示してください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 法律の中では、こういった学識経験者というのが示されておりますけれども、まだ計画のほうも、どういう形で進めていくのかということもまだこれからでございますので、委員の構成につきましてもまだ検討しておりませんが、これからということでございます。

○議長（中西和夫君） 8 番、小野議員。

○ 8 番（小野隆雄君） いろいろな法律の専門家も必要かなど。やはり難しい問題がいろいろ生じてくると思いますので、ぜひとも人選を慎重に、早くからそういう方を選んでおくのも必要ではないかなど、私は今の時点で思っておりますので、よろしく願いしておきます。

以上をもって、私の一般質問を終わります。

○議長（中西和夫君） 8 番、小野議員の一般質問は終わりました。

10時45分まで休憩いたします。

（午前10時26分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

次に、13番、里川議員の一般質問をお受けいたします。

13番、里川議員。

○ 13 番（里川宜志子君） それでは、通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきます。

最後の質問者ということですが、皆さまどうぞご協力お願いいたします。

1点目に書かせていただいておりますのは、町内各道路にある街路樹の管理についてということであげさせていただきました。

いろいろな木々が色を変えていく秋、日本人はとてもその色の変化、色づく木々に美

しさを感じます。まちづくりの観点からも、そういう景観、また観光事業に力を入れていこうという斑鳩町にとっては、美しさというものについても、非常に必要のあるものだと思います。

先日、テレビで見ておりましたら、海外からの観光客も、日本のこの樹木の色が変わる、この美しさに感動をされているという海外からのお客さまの声もたくさんございました。

こんな中においてですね、本当にこれらと表裏一体になる問題になるわけなんですけど、美しいのはいいんですが、先日から私、県道の斑鳩大和郡山線などにおきましても、非常に赤く色づいた葉っぱがたくさん落ちて堆積をしている。また、パークウェイを通っておりますけれども、鉢植えになった、植わっている四角く区画されている土の部分に落ちている葉っぱはいいんですけれども、それ以外に、歩道であったり、車道であったり、大量の葉っぱが落ちているということが少し気になっておりました。

そんな中であって、じっと考えてみるとですね、県道である法隆寺門前線、あそこは松葉ですが、松葉は、台風であったり、また先日、強い雨風の日がございましたが、翌日には掃除をされておった状況がございます。

門前線は非常にそういう整備もされているんだなっていうふうに思うんですけどもね、町内にある国道であったり、県道であったり、そういうところで落葉したものが非常に堆積をして見苦しい状態になる。または、そこを通行する自転車であったり、バイクであったり、葉っぱが少しでもぬれてくると、またスリップするという危険性であったり、見た目に見苦しいとあまりよくないなっていうような、そんな状態であったり、そういう部分についてですね、町のほうはどのように管理をしていくというふうに、上に対してですね、県や国に対しても、その辺どのようなお考えを持ってやっておられるのか、その辺について、少しお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご指摘いただいております国道や県道、町内にも数々の路線があるわけですけども、国道、県道に堆積する落ち葉等につきましては、まず、県道法隆寺線につきましては、台風等の強風時には、松葉の落葉がご指摘のように路面に堆積する状況でございます。これにつきましては、車両等が通行するときに滑るなどの危険がありますことから、県と連携いたしまして、落ち葉を取り除く作業等に努めているところでございます。

また、ご指摘の県道大和郡山斑鳩線につきましては、街路樹の落ち葉がこの時期には

車道の端などに堆積している状況が見受けられます。堆積の状況を確認する中で、県と連携をし、適宜対応してまいりたいと考えています。

また、いかるがパークウェイにつきましても、ボランティア団体で、現在、月2回、落葉も含めました清掃活動を行っていただいているという状況でございます。各道路の清掃作業、維持管理につきましても、国や県と連携しながらやっているという現状でございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） これは時期的なものがあるというふうには考えております。

ですから、そういう時期については、やっぱり敏感に対応していただきたい。また、法隆寺大和郡山線の県道においては、今後、中宮寺遺跡などの整備もやっていく中で、私はより多くの観光客にも来ていただきたい。そのときに、美しい、けれども、その美しいで終わってくればいいんですけれども、時期的なもので、あまり汚い状況、堆積がひどい状況とかいうことになっているっていうことについては、少し心配をしているところでございますので、そういう点について、今後も気にかけていただき、やっていただけたらというふうに思っております。

2つ目に書かせていただいておりますのは、町道です。今、私が指摘をさせていただいたのは、国道、県道ということでしたが、町道はまさしく町のほうで責任を持って管理を行わなければならないということになると思うんですが、その町道で、そういう状況があるということの認識であったり、また、対策であったり、どういうふうに行われているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 町道についてでございますけれども、まず、斑鳩中学校の北西部分や三井にございます仮宿庵の付近におきましては、落ち葉が吹きだまりで堆積する箇所になっていきますことから、状況を確認をする中で対処しているところでございます。

また、町道4014号線、都市計画道路の法隆寺線でございますが、これにつきましては、シルバー人材センターに除草等の管理委託業務を行っております。その中で対応をしているというところでございます。

ほかの箇所、町道につきましても、この時期には、隣接地から落ち葉が道路端などに堆積するといったところもあるかと思われましてことから、今後も、道路パトロールのときにこういったところに注意を払ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） ぜひ、そういうふうにやっていっていただきたいと思います。そばに家がある場合でしたら、そのおうちの方がね、はいたり、きれいにしたり、おうちの前をしていただいているようなこともあるかと思いますが、そばに家がない場合は、やっぱりちょっと見た目、あら、ちょっと落ち過ぎているというような状況があったりする場面もあると思います。

先ほども申しあげましたように、一定の時期にかかわる問題ですので、今後、美しいまちづくりをやっていく中においても、そういう時期的なもの、問題っていうものも観点にきちっと入れていただいて、取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

町内の街灯や防犯灯のLED化が進む中で、いまだにかわっていないところについてということであげさせていただきました。

これは、私、今、日が短くなりましたので、朝早くとか、夕方暗くなるのが早くなっておりますので、いろいろ車でうろうろ通っておりますと、住宅があるところでも、あれ、ここ、まだLEDになっていないというふうに感じるところが、所々であるんですね。それで、自治会管理のところは大体終わっていると。一部残っているのかなと思うんですが、ほぼ自治会管理のところは終わっていると聞いているんですが、でも、本当にまだ住宅もあるのに、あれ、ちょっと1本道違ったらLEDにかわっていないような街灯があるということを私は認識をしております、この管理なんですけれどもね、町が設置した防犯灯っていうのもあると思うんですが、自治会管理と町が設置しているものとの、この混在している状況というのが、私も今、今回尋ねたいのは、自治会管理、町設置、この辺がちょっといかげんな状態になっていないのか、きちっと整理をされて管理をされている状況というふうに見ていいのか、この辺が心配になりましてね、突然、家がずっと並んでいるのに、LEDにかわっていないというようなところを見ると、ふとちょっとそういう、自分自身がそういうふうに関心になったものですから、今回、このようにあげさせていただいております。

町のほうでは、町内にある街灯、防犯灯について、その辺の把握はきちっとしていただいていると見込んでよろしいのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 議員もご承知のように、先ほども申されましたけれども、町内

にございます防犯灯につきましては、町で設置している町管理の防犯灯、それから自治会で設置していただいている自治会管理の防犯灯というのがございます。

この防犯灯のLED化につきましては、ご承知のように、節電効果とCO₂削減の観点から推進をしているというところがございますけれども、まず、自治会管理の防犯灯のLED化を優先的に、昨年度から補助限度額の引き上げを行いまして、蛍光灯の防犯灯からLED防犯灯への取りかえを行っていただいております。

現在、町のほうでは、今、小、中、幼稚園、あるいは保育園などの教育施設、あるいは保育施設の照明設備をLED化を進めておりまして、これらの経費が約1億7,200万円ほどかかる見込みとなっておりますことから、この工事が完了いたしました後におきまして。

失礼いたしました。町管理防犯灯あるいは自治会管理の防犯灯につきましては、これまでは地図といいますか、紙台帳にその位置を落として、所有の区分でありますとか、どの位置にあるかというのを手作業で管理をしておりました。昨年度、この町内の防犯灯の現状調査を行いまして、それで、町管理の防犯灯あるいは自治会管理の防犯灯を明確にするために、この防犯灯の支柱に管理プレートを張りつけを行いまして、番号を付して、町管理のものか、あるいは自治会管理のものかという表示もしてございまして、これをデータベース化を行いまして、それをきっちりと管理できるようにして、昨年度からそういう形でさせていただいております。

その中で、もし球が切れているとかいうことになりましたら、その番号を言っていたくことによって、すぐにその位置が特定できると、町管理か自治会管理か特定できるということでございますので、データベース化をさせていただいて、きっちりと管理をしているという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） いろいろ今、おっしゃっていただきまして、何かこういうプレートなのか、シールなのか、わからないけれども、データベース化した結果、張っているということなんですが、私自身はなかなかそのシールを張っている状況をあまり目にしていなかったものですから、わかりにくかったですけれども、私が気になっている箇所については、またそれは確認、私自身もしておきたいというふうに思います。

支柱とかの場合やったらわかりやすいのかもわかりませんが、電柱の上のほうにしている街灯ですね、あんなところだったら、ちょっとそのシールなのか、プレートなのかわかりませんが、黄色いのがついているということなんですが、どのあたりにつ

いているのかなと思ひながら、ちょっと見にくい状況もあるのかなと思ったりしながら、打ち合わせのときにもそんな話は聞いておったんですけれども、また、今の話では、漏れているところはない。全防犯灯、街灯については、自治会管理、町設置、これのすみ分けも全部きちっとできている、全灯の管理ができているというふうにご答弁いただいていると思ひますので、今後、ちょっと気になるところがありましたら、私自身も確認をさせていただきます。

それでは、2点目に書かせていただきましたところですが、これについては、公共施設の敷地内にある街灯であったり、その周辺にある防犯灯の役割を果たすものであったり、いろいろ公共施設周辺にはあると思うんですが、敷地内、敷地外にもその周辺ということであると思うんですけれどもね、これがどうも住民さんから言われて、町のほうへ申しあげて、町が球をかえてくださった。町が球をせっかくかえてくださったのに、また何日もしないうちに、これが、里川さん、またついていないよという、そういうふうなお話もあったことからですね、こういう点についても、LED化について、どんなふうな考え方をされているのか。

器具が古くなっておれば、球を幾らかえても、せっかく手間をかけてお金をかけて球をかえても、球がまた切れるというような状況もあるということでは、やはり各担当課にはそれぞれいろいろな公共施設もあるかとは思ひます、出先が。そんな中においても、設置年度の古い器具であったり、防犯灯でもそうだと思います。町設置の防犯灯であってもそうだと思うんですが、設置年度が古くて、球を幾らかえてもまたすぐ球がだめになる。それはもう器具そのものが悪いという場合はですね、適宜、その器具も含めてLEDにかえていくというような柔軟な考え方を、ぜひ私は持っていたきたいなっているふうにいるんですけれども、その辺のところは、いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 町管理の防犯灯でありますとか、あるいは公共施設の周辺の街路照明につきましては、古くなって、器具交換が必要な場合でございますけれども、この場合は、今ももうそういうふうに行っているんですけれども、器具を交換する場合には、LEDの照明のほうに順次切りかえておるという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） ぜひ、設置年度の古い器具については、やっぱりそういう点検など、また、住民さんからのいろんな情報、切れているよというような情報の中で、そういうことについては、臨機応変に対応していただきたいということをお願い

して、次の質問に移らせていただきたいと思います。

3つ目に書かせていただいておりますのは、介護保険制度の改正についてです。

いよいよ今年度で5期の計画が終わりまして、来年度から6期の計画となっていく介護保険制度でございますが、この中でですね、私自身が最も気になる点について、今回あげさせていただきます。

というのは、要支援者1、2に当たる方々が介護保険の給付から外れてしまって、町がそのサービスの提供を行わなければならないというふうになってしまっていることの中で、非常にサービス提供、どんなふうに、じゃあしていくんだらうというようなこととか、心配な点がたくさん出てきている状況なんですね。いよいよ来年4月からということでの法律では言われておりましたが、その辺のところ、今、なかなか進んでいないような状況も見受けられます。

その辺のところ、今後の進め方であったり、町としてサービス提供について、どんなふうに考えておられるのかについて、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 新しい総合事業は、質問者もおっしゃいましたように、要支援者への予防給付のうち、訪問介護と通所介護を地域支援事業に移行させるとともに、生活支援や介護予防事業等と一体となったサービスを市町村事業として提供するというものでございます。

町といたしましては、新しい総合事業への移行によりまして、要支援者のサービスの低下が伴わないよう、必要とする人に必要なサービスを提供できる基盤や体制の整備、また、単価や基準の設定などについて、西和広域7町と連携・協力を図りながら、事業実施に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

先月27日に開催いたしました地域包括支援センター運営協議会の中でも、これらの町の考え方について一定の説明をいたしまして、事業の実施時期を含めてご検討いただきました。西和広域7町との連携・協力をしっかりと図りながら進めていくようにとのご意見もいただく中で、その基盤整備等には相当の時間を要するところから、この実施を2年間猶予することを条例で規定した上で、平成29年4月から事業を開始し、国が完全実施の期限としております平成30年4月に向けて取り組んでいくという一定の方向性についてご理解をいただいたところでございます。

新しい総合事業は、要支援者への訪問介護等のサービスの提供のほか、介護予防事業も包括されておりました、さらに地域に出向いた事業実施など、新たな事業を展開し、

元気な高齢者がいつまでも健康で、また要支援者や総合事業の対象者の方が、住みなれた地域で自立した生活ができるよう、引き続き地域包括支援センター運営協議会の中でも十分に議論を重ねていただきまして、サービスを提供できる体制整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） こういう方向性になりますと、地域包括支援センターをもう少し充実をさせていかなければならないという問題。けれども、介護保険の給付から外すということになったら、町がその費用についてどう負担していかなければならなくなるのかといったような問題。それから、単価ですね。町がやる事業を、今、西和7町で協議をする。もちろん単価に違いが出てきたら、サービス提供していただく事業者さんにもいろいろな混乱が生じるということで、それらは整理をもちろんしていただかなければならない。だけど、介護保険のときから単価があまりにも下がるような状況があれば、事業者さんもその仕事をなかなか受けたくないような状況、赤字を出してまでするってというような状況にはならない。ですから、単価の設定をどうするのか。でも、そうすることによって町の、町自身が、介護の給付でなければ、じゃあ町の費用、町負担はどうなるのか、こういう、私は心配をしているところです。

それとあわせてですね、担当もご承知のように、2006年から新予防給付制度ができました。そのときに私、問題視しましたね。要介護1やった人が要支援2になってしまった。全国平均的に見たら約6割程度の方がそういう状況になったと。既に要介護1もうていた人でも要支援者になったという過去の例があります。そういう例の中であって、さらに今、こういう制度の改正が見込まれているという中では、本当に必要な方にとって必要なサービスが提供できるかということについて、その2006年の制度改正のときにも、私、いろいろ申しあげてきた経過もございますが、今まさに、また、それらの人も含めてですね、必要とされているのに提供できないってというようなことが起こってはならないということを、私も強く願っているところです。

今、答弁にありましたように、2年猶予するという事の中では、できるだけ取り組みを進めていっていただく中で、7町の足並みをそろえ、早く、できるだけ早く決定をし、事業者さんにもご理解をいただき、また、利用者さんにも、高齢者ですのでね、利用者さんにも広く周知を早くできるような体制をつくっていただけるように、今後の計画の中ではそういう進め方をしていっていただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

それとですね、2つ目です。被保険者にとって非常に重要な問題です、これは。保険料の高騰です。

介護保険っていうのはですね、3年ごとにこれ、見直しをされているわけなんですけれども、3年ごとに計画見直しされるとともにですね、その給付量の見込みに応じて保険料も設定されていく。その中で保険料の設定をされていきますが、高齢者もふえていく中で、どんどんそれが上がっていったら、保険料がね、上がっていったら、給付量がふえて保険料が上がっているという、そういう状況になっているというふうに私自身も認識をしておりますけれども、今回、また、1,000円ぐらい介護保険料が上がるんじゃないかというような、全国でも平均してそんなふうな見通しなんかも言われたりしているような状況もあるんですが、この保険料の高騰については、町としてはどのようにお考えになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 第6期介護保険事業計画期間中における介護保険料につきましては、計画期間中におけます介護サービス等の給付見込量をもとに算定をいたします。その給付見込み量については、現在積算中でございます、今月25日に予定をいたしております介護保険運営協議会にはお示しをしていきたいというふうに考えているところでございます。

この給付量については、高齢者の増加等によりまして、やはり年々大きく給付量自身も増加してきている状況でございます。今後もその傾向は続いていくものと考えておりまして、したがって、保険料額も給付量の増加に伴い増額する、現時点では増額するものというふうに考えております。

そのような中、平成27年4月施行の制度改正におきましては、公費を投入いたしまして、住民税の世帯非課税者の保険料の軽減を行う仕組みが設けられる予定となっております。その財源につきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を負担するというところで考えられていると聞いています。

町といたしましては、これまでも独自の保険料の段階、国よりも細かい保険料段階を設定するなど、低所得者世帯への配慮も行っているところでございます。

で、第6期の介護保険事業計画期間に係る保険料につきましては、今後、議会あるいは介護保険運営協議会のご意見等いただきながら、介護保険条例を改正いたしまして、保険料段階あるいは保険料率を決定していくこととなりますが、この新たな低所得者への公費負担も当然考える中で、適切な保険料設定を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今、部長の答弁にもありましたように、保険料の段階設定については、もうこの制度の開始当初ですね、たった5段階しかないという、何という、低所得者も高額な所得者も、たった5段階しかない保険料の設定であり得へんということで、私もずっと、いろいろ言い続けました。今では、県下でトップの保険料段階を持っているという、今、斑鳩町ではそういう状況になっている。私もうれしく思っております。

さらにですね、また高騰が予想される中で、今、部長が言われたように、公費の投入ということもきちっと勘案されまして、保険料設定については慎重にやっていただきたいと思います。

やはりこの県下トップの保険料段階を持っているという、この斑鳩町の姿勢、やはり低所得者の負担が高くなるように、そして高額な所得者にはそれ相応に負担をしていただくというような形の考え方で計画のほうは進めていただけたらというふうに思っております。

それで、保険料設定をしていただくにも関係がしてくるかもしれない、大いに、どの程度影響があるかは別としましても、3番目の基金の取り崩しについてをあげさせていただきます。

以前から、基金がたくさんあれば、必要最小限の基金を残し、保険料が高騰にならないように少しでも努力をされたいということ、私は毎回お願いをしてきた経過がございますが、今回につきましては、今年度の最終ですね、基金がどの程度残るのか、そしてまた基金を取り崩す考え方についてですね、この辺の町としての考え方をお尋ねしておきたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 平成26年度末の介護保険給付費準備基金の残高は、約7,600万円になるものと見込んでおります。

介護保険給付費準備基金の取り崩しにつきましては、原則として、保険料額を抑制する、保険料額の増額を抑制するために、次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものであると考えておりますけれども、緊急的な給付の増加ということも視野に入れながら、基金の取り扱いというのは考える必要がございますので、今後、介護保険運営協議会におきましてもご検討いただきまして、適正な取り崩し額を考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 以前にですね、制度が大きく変わるときに、担当のほうとお話をさせていただいたときにですね、3,000万は基金残したいんだと。その3,000万を超える部分については、保険料の高騰を抑えるために投入するんだというふうなことを、実際やっていただいた、過去にも、状況がございます。

今回も、今、部長が言われましたように、もちろん運協のほうで諮っていただかなければなりません、今度の制度改正による突発的な、起こり得る内容について十分予測、勘案をし、そして取り崩すべき額を決定する。残すべき基金の金額を決める。それを十分に運協の委員の皆さんにご説明をいただきまして、運協の皆さんのご意見によって、そういうものをきちっと進めていっていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思えます。

非常に、また制度が変わるときってというのは大きな問題ですのでね、保険料ってというのはもう、非常に皆さん敏感でございますので、努力をしていただけるようお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきたいと思えます。

次にあげさせていただきましたのは、後見人制度等の必要性和現状についてということなんですけれども、私がことし、ちょうど経験をしたことに基づいておりますが、高齢者2人でお住まいの世帯で、配偶者が亡くなられ、子どもさんがいらっしゃらない、ご兄弟が非常に遠方にいらっしゃるというような状況の中で、私、8か月ほどこの方のお世話をさせていただいたという状況がございまして、その間に、いろいろ自分の中でも、今後、斑鳩町でもこういう方々がまだまだふえてくるだろうな、こういう方々にやはり安心してその方の財産や生活を守れるようなシステムが広く皆さんに浸透していくべきだなということだと思っております。

それですね、ここにあげさせていただいたわけなんですけれども、今、そういう高齢者世帯や独居老人の世帯とかが多いんですけれども、こういう方たちの対策ですね、望まれる現状、今現在どんなふうになっているんだろう。

私たちあまりそういう点について、担当課のほうに状況をお聞きするというのも今までほとんどなかったものですから、この際ですから、現状について、また、町のほうはどんなふう到现在までこういう問題について取り組んできているかっていうことをお尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 身寄りのない高齢者が認知症等によりまして判断能力が

不十分となった場合には、財産の管理、契約の代理や取り消し、あるいは介護・医療へのサポートなど、その方の日常生活を支援する仕組みとして、今、質問でおっしゃっていただいています成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等がございます。

成年後見制度には、既に判断能力が不十分となった場合の事後措置としての法定後見制度と、あらかじめ後見人を決めておく任意後見制度がございます。

また、町社会福祉協議会では、地域福祉権利擁護事業として、福祉サービスの利用の支援や日常的な金銭管理や通帳、印鑑などをお預かりする事業を行っているというところでございます。

現在の状況についてでございますが、地域包括支援センターが中心となって、権利擁護に関する相談業務を行っているということでございます。その相談件数は、平成24年度、25年度がそれぞれ2件、それから、平成26年度におきましては、11月末現在で1件という状況でございます。

町といたしましては、社会福祉協議会との連携や地域包括支援センターを活用しながら、高齢者の方が財産の管理や契約等において不利益をこうむること、あるいは人としての尊厳が損なわれることがないように、その相談を受ける中で、適切に成年後見制度や地域福祉権利事業等の利用に結びつけてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 相談件数は非常に少ないなというふうに思いました。状況はいろいろ、子どもさんがあったり、ご兄弟がいらっしゃったりしたら、まずそちらへのご相談となるのかもわからないんですが、本年私がかかわりました件につきましては、東京より上、東北や東京以北ですね、にご兄弟がいらっしゃって、なかなかしょっちゅうこっちに来られないというような方が、私のほうに依頼がありまして、若干の認知症が出ている方の財産など、いろいろ全てにおいて、私、お助けをさせていただいたということがあるんですが、今後ね、結婚をされていなくて、もう70代になっておひとり暮らしされているとかね、いろいろな状況って斑鳩町にあるんですよね、ご高齢になってきてお1人でいらっしゃるとかね、いう。ますます今後について、こういう制度というのは必要になってくるのではないかな。それが相談件数が今まだこんな少しというのはね、町のほうへも相談せんと、いきなり後見人制度、法定のほうでね、弁護士さんにきちっと相談をされているとか、そういう部分もあるのかもしれないんですけども、でも、やっぱり弁護士さんに相談するとなると、ちょっと高額な費用が要るのかなとかいう心配もありますので、こういう点につきましては、とりあえずご相談くださいとい

うことになるのかもわからないけれども、本人に認知症などがある場合ですね、本人が判断できなかつたりする場合もあるものですから、ですから広く、こういうケースがある場合、自治会の役員さんであったり、民生委員さんであったり、いろいろな立場の方々、地域でお世話をしてあげようといういろいろな方々がこういう制度を知ることが、私はとても大切になってくるのではないかなというふうに思っております。

今後ね、そういう意味でさらに使いやすい制度、今、部長の答弁にありました、法定の後見人制度、それと任意の後見人制度っていうふうにあると思うんですよね。ですから、法定っていうのはなかなか難しいのかもわかりませんが、任意の、今後ちょっとこの任意の後見人制度なんていうのは、もうちょっと町のほうでも研究していただいて、困っておられる高齢者の方たちを助けていく、その方の財産や生活を守ってあげるというような形でね、役割を果たしていただけていただける方の発掘であったり、そしてまた、その制度の周知であったり、やっていっていただかないといけないのではないかなというふうに思っているんですが、今後の取り組みについて、町の考え方、お聞きしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） もともとこの成年後見制度は、ご家族、本人や配偶者、または4親等内の親族がおられれば、直接家庭裁判所のほうに申し立てていただくということで、質問者もおっしゃいましたように、直接そういうところに行っておられる、あるいは法テラスのようなところへ相談されているというケースも多々あるかと思えます。

もともと成年後見そのものを直接所管する部署というのが市町村にはございませんので、その意味では、相談件数も、包括支援センターにおける相談というのも周知は足りないのかもしれないかもしれません。

当然のことながら、成年後見制度や社協がやります地域福祉権利擁護事業も含めまして、適切な利用というのには、必要な方に適切な利用に結びつけていくということは重要でありますので、今後、広報、周知の方法等についてはいろいろと勉強してまいりたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） ぜひ力を入れてやっていっていただきたいと思えます。それはもう私、ことし8か月間、非常に自分もその方のお世話をさせていただく中で強く感じました。こういう方たちから、せっかくご主人が残された財産が、だまされたり、そ

ういうふうな詐欺にあったりしないように、やっぱりしていったらなければならないし、そういう制度があるということを、皆さんにできるだけ多くの方に知っていただいて、そういうふうに結びつけていくっていうことは、町としても努力をやっぱりしていただくっていうことをお願いしておきたいというふうに思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきたいと思います。

5点目に書かせていただいておりますのは、教育委員会改革と言われていることについてでございますが、ことし6月にですね、教育委員会制度を定める法律ですね、これが改正をされております。約半世紀ぶりに教育委員会のこの法律が改正されたということの中で、私たちはどうそれを見ていかなければならないかっていうことを、強く認識を持っているところでございますが、特にですね、今回あげさせていただいておりますのは、この法律が変わったことによって、斑鳩町にある、今、教育委員会に係る条例であったり、規則であったり、今後の改正についてですね、どのようなお考え方をされているのか。

法律のほうでは、現在の教育長が任期のある間は、この法改正は必要がないように言われておりますが、教育長の任期の点もあるだろうと思いますので、今後の予定というのか、方向について、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今、質問者をご紹介いただきましたように、法律といいますのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律という法律がございまして、その一部改正に伴うものでございます。

この改正によりまして、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつも、中央教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、または地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、または地方に対する国の関与の見直し等々、制度の抜本的な改革を行うものとして、平成27年4月1日から施行されることとなっております。

改正の要点といたしましては、教育委員長と教育長の一本化、そのことに伴いまして、教育長への教育委員会が行うチェック機能の強化と教育委員会の会議の透明化、または総合教育会議の設置、教育に関する大綱の策定等々がございます。

このことに伴いまして、本町の条例・規則等を改正していく必要があるわけですが、現段階では、その改正を必要といたします条例・規則等の洗い出しを行っていただいておりますので、その改正内容についても種々検討しているところでござい

す。予定といたしまして、平成27年、来年の3月の町議会の定例会におきまして、議案として上程させていただきたいというふうに考えております。

なお、その前段階といたしまして、この議会の総務常任委員会、来週予定されております総務常任委員会におきまして、この教育委員会の改正の内容等々説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） この法改正に伴いましての教育委員会に対する条例制定などの、国のひな形っていうものはないんだというふうに聞いております。ですから、斑鳩町がどのような改正の仕方をしていくのかっていうところについて、私自身は、ちょっときちとした視点を持って見ておかなければならないなというふうに思います。

この中で、1点気になりましたのが、私、以前にですね、教育委員会に教育次長というポストが必要ではないかというふうに言ったことがあります。そのときに、当時の芳村助役が、芳村助役だったと思うんですが、教育長が教育次長も兼務しているというふうにお答えいただきました。それで、その教育次長というポストはですね、斑鳩町教育委員会事務局組織規則というところに、教育次長のポストが載っております。この規則の中には、次長というのがあるって、私が平成7年に議会へ来る前には、その教育次長のポストに人がいらっしやった。私が来て以来ですね、その以後は、教育次長というポストはなかったんです。なかったけれども、そのポストはあるほうがいいのではないかといいこと言ったときに、教育長が教育次長を兼務しているんだとおっしゃられたんですが、今度の法改正で、教育長は一般職であった、けれども、常勤の特別職という扱いになるということです。

ふと私は、常勤の特別職、今まで、ですから、報酬であったり、いろいろな位置づけするときに、町長だったり、副町長とは別個に、教育長という形で独立をさせて、報酬のことであったり、任務、任期のことであったり書かれていたと思うんですけれども、その整理はともかくとしてもですね、教育長が教育次長を兼務するという形については、以前にそういうご答弁をいただいてから、私はそうなんだと思ってきましたけれども、果たしてですね、教育長が特別職となったときに、一般職を兼ねることができるのかどうか、そこにちょっと、ふと疑問が生じたんですね。

ですから、その辺の考え方、次長職ポストは必要なのかどうか、そして、次長職というのは、特別職と一般職で兼務ということはおかしいことではないのか。この辺について、考え方をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 先ほどからの兼務という言葉でご理解いただいているようでございますけども、現在、私が教育長をさせていただいておりますけども、兼務辞令ではなくてですね、教育長の事務取扱いという形でさせていただいておりますので、その点、ご了解をいただきたいと思います。

なるほど、おっしゃいますように、私の任期が終了するまでは、今の現行体制の教育委員長と教育長、2人、今までどおりという形になりまして、任期が満了していない、突然事故で、私が途中でやめることもあるかもわかりませんが、新しくなられた、例えば普通でいくと、私の任期以降に新しく任命される教育長については新教育長、それは直接議会のほうで町長が上程して、議会が教育長として認めていただく、それはもう当然、特別職という扱いになるわけでございますけども、そのことと、教育次長を置く、置かないということについてはですね、当然、教育次長がいなければ、その上位であります教育長が事務決裁等々行っていくわけでありまして、その点から考えますと、特に置かなくてもですね、今のままだもいけるのかなという認識は、今現在のところ持っているところであります。ただし、兼務はしない、兼務はできないので、事務の取り扱いは教育長がするという事は可能だというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 私の中では、以前にお尋ねしたときに、そういう、教育次長は兼務していますと。一般職同志やったらね、そういう形のお答えをしまして、私の中でちょっとそういうインプットをされておりましたものですから、そういうふうにならぬと思っておりましたので、特別職になるのであればおかしいんじゃないかというふうに感じたんですね。

また、その事務の整理ですね、取扱事務についても、いろいろまた今後ですね、改正をしていっていただく、また、見直しをしていっていただく中で、まさしく特別職になるのであれば、余計に一般職の教育次長というものは必要になってくるのではないかなというふうな、私には思いも少しありますので、それはそれで十分教育委員会の中でまた議論をしていただいたらいいかとは思っています。

ただですね、あとちょっと気になっている点は、先ほど教育長にもご答弁いただきました、今度の改正に伴いましてですね、首長の教育大綱の制定権であったり、総合教育会議とあって、首長の部局と教育委員会のほうとの協議体でそういう総合会議っていうものが行われるというふうな改正があります。

この辺のところについては、私自身は非常に気をつけないといけないなど。教育委員会というのは、住民自治を中心とした保護者、そして子どもたちの教育、成長を願う、そういうすごく民主的な団体であるべきであって、政治的な力が働くということになってはならないというふうに思っております。

教育長の先ほどの答弁には、そういう点についても少し触れられていたとは思いますがけれども、ただ、教育大綱の制定や総合教育会議のあり方っていうものについては、まだ何も私たちには見えていないということの中では、少し気になっている状況がございます。

これについても、教育委員会の中で十分議論をしていただきまして、住民自治を中心とした、子どもたちの成長を願う、保障する、そういうための教育委員会であっていただくような形をとっていただければと思います。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、13番、里川議員の一般質問は終わりました。

これをもって、予定をいたしておりました一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

8日は、午前9時から建設水道常任委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（ 午前11時39分 散会 ）